

【表1】加助たちの訴状の内容と、藩側の回答及びその後

<p>加助たちの訴状 (10月14日提出)</p>	<p>松本藩側の第1次回答書 (10月16日 郡奉行の連名)</p>	<p>松本藩側の第2次回答書 (10月16日 家老の連名)</p>	<p>騒動終結後の実際</p>
<p>第1条 のぎ踏みみがきの撤廃 ・年貢粃を俵に入れる際に、のぎ踏みみがきを課するのは迷惑であること。</p>	<p>→ のぎ踏みみがきは撤廃 ・のぎ踏みみがきは無用のこと。</p>	<p>→ のぎ踏みみがきは撤廃 ・(記述なし。 →第1次回答書を踏襲)</p>	<p>→ のぎ踏取り廃止</p>
<p>第2条 2斗5升挽きの要求 ・粃1俵につき米3斗挽きとする収納をやめ、近隣の大名領国同様に2斗5升挽きとすること。</p>	<p>→ 3斗挽きを維持 ・粃1俵あたり3斗4、5升挽きとしたのは、納手代の勝手な指示であり、解任する。 ・前例どおり、粃1俵あたり米3斗挽きの収納とする。</p>	<p>→ 2斗5升挽きに譲歩 ・粃1俵あたり米3斗挽きの収納は前例である。 ・粃1俵あたり3斗4、5升挽きを勝手に指示した納手代を更迭する。 ・多くの訴訟人は前々の通り3斗挽きで納得したが、なおも居残る者たちがいるのは、幕府に対しいかがかと思われるので、2斗5升挽きとする。</p>	<p>→ 従来の3斗挽きを維持 ・貞享3年の宛挽きには新任の納手代とともに旧任の納手代も立ち会う。</p>
<p>第3条 大豆金納分を粃値段で ・年貢粃の内20分の1は大豆で納めている。 ・この内の半分は金納で、大豆の値段に応じて納めてきたが、粃の代わりなので粃値段で納めさせてほしいこと。</p>	<p>→ 大豆金納分は粃値段を適用 ・大豆の半分を金貨で納めたいという願いは百姓側から出されたものなので、その通りにしている。 ・金納分は願いの通り、粃の値段で収納することとする。</p>	<p>→ 大豆金納分は粃値段を適用 ・大豆の半分を大豆の値段で金納して来たことに藩としては異論はない。 ・今回、金納分を粃の値段で納めたいという願い出があったので、その通りに申し付ける。</p>	<p>→ 粃値段は適用されず ・ただし、次第に大豆と粃の値段の差が次第に狭まっていった。</p>
<p>第4条前半 差米の撤廃 ・江戸への廻米について、米俵1俵あたり1升ずつ上乘せして入れている差米は撤廃すること。</p>	<p>→ 欠米の撤廃 ・江戸廻米1俵につき欠米1升を追加しているのは、納手代の勝手な判断によるもの。 ・欠米は入れないようにすること。</p>	<p>→ 欠米の撤廃 ・前例では米1俵につき2~5合の欠米を入れてきた ・今後、欠米は一切入れなくてよい。</p>	<p>→ 差米・欠米は不明 ・米俵の拵えを緩和(縄を細くしないでよいなど)。 ・江戸到着は遅れても良いから、道中こぼれのないように。</p>

<p>第4条後半 津出し5里輸送の負担軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> 江戸廻米について、津出し（松本藩領の境から）5里地点までの輸送について、1駄当たり輸送費570文を百姓側で支払うのは負担である。良い馬を持たない百姓が自前で運ぶのは難しいので、百姓側の輸送の負担は松本藩領の境までとすること。 	<p>津出し5里輸送の一部軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> 津出し5里までの輸送費の負担について、迷惑していることは理解する。 しかし津出し5里までの百姓側の負担は幕府の定めなので、前々の通りとする。 ただし、甲州経由の廻米については、塩尻宿までの負担とする。 	<p>津出し5里輸送の一部軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> 津出し5里までの百姓側の負担は幕府の定めなので、前々の通りとする。 ただし、甲州経由の廻米については、塩尻宿までの負担とする。 	<p>津出し5里輸送の百姓側の負担は前々の通り</p>
<p>第5条 小人への余内金の廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> 村から武家に奉公に出す小人については、人選が厳しい上に、藩から支給される切り米が少なく、なり手がいない。このため村から余内金（補助金）を上乗せして支出しているが、迷惑であること。 	<p>小人への余内金の廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> 小人に村から余内金を出すことは禁じられている。 藩からの給金を増やすので、余内金を出さないようにすることは、すでに庄屋から証文が提出されている。 今後は村内から小人に支給する余内金は徴収しないこと。 	<p>小人への余内金の廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> 小人に村から余内金を出すことは禁じられている。 藩からの給金を増やすので、余内金を出さないようにすることは、すでに庄屋から証文が提出されている。 今後は村内から小人に支給する余内金は徴収しないこと。 	<p>表向きは小人への余内金を廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> 依然として村から余内金の支出があったのが実情。